

○中野委員長 これより、議会運営委員会を開会させていただきます。

本日は、全員の出席でございます。

ここで、この後の協議のため、無所属議員を委員外議員として出席を求めることでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○中野委員長 再開させていただきます。

協議事項の1点目、令和5年第4回定例会の運営についてであります。

(1) 市長提出議案のうち配付済みのものについて、理事者から説明をお願いいたします。

○和田総務部長 令和5年第4回定例市議会を12月1日開会ということで、11月24日に招集告示をさせていただきましたので、議案につきまして御説明を申し上げます。

今回提出いたしました議案は、議決案件が28件、報告案件が1件の合わせて29件でございます。

議案第1号から議案第11号までの令和5年度各会計補正予算につきましては、後ほど総合政策部長から御説明をさせていただきます。

議案第12号から議案第20号までにつきましては、いずれも条例の制定についてでございます。

議案第12号につきましては、国家公務員の給与改定に準じて、給料表及び期末手当の支給率の引上げを行おうとするものでございます。

議案第13号につきましては、国家公務員の給与改定に準じて、給料表並びに期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げを行うほか、号給の調整に係る規定等を整備しようとするものでございます。

議案第14号につきましては、国家公務員の給与改定に準じて、給料表の引上げを行うほか、号給の調整に係る規定を整備しようとするものでございます。

議案第15号につきましては、旭川市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、議長、副議長及び議員の報酬の引上げを行おうとするものでございます。

議案第16号につきましては、旭川市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、常勤の監査委員の給料月額の下げを行うとともに、特別職の職員の期末手当の支給率の引上げを行うほか、期末手当の減額に係る規定を削除しようとするものでございます。

議案第17号につきましては、公営企業の管理者の期末手当の支給率の引上げを行うほか、期末手当の減額に係る規定を削除しようとするものでございます。

議案第18号につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、勤勉手当の支給に係る規定を整備するほか、所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第19号につきましては、恩給制度を廃止しようとするものでございます。

議案第20号につきましては、出産被保険者の保険料の減額に係る規定を整備しようとするもの

でございます。

議案第21号から議案第28号までにつきましては、いずれも連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更についてございまして、議案第21号は鷹栖町と、議案第22号は東神楽町と、議案第23号は当麻町と、議案第24号は比布町と、議案第25号は愛別町と、議案第26号は上川町と、議案第27号は東川町と、議案第28号は美瑛町とそれぞれ締結しております連携中枢都市圏形成に係る連携協約について変更しようとするものでございます。

報告第1号につきましては、変更契約を締結することについてございまして、明星中学校耐震改修工事の契約金額を、2億2千391万6千円から2億2千455万4千614円に増額することにつきまして、10月20日に専決処分をさせていただいたものでございます。

最後に、先議についてのお願ひでございます。議案第1号につきましては、旭川市立小中学校の冷房設備導入に係る補助金の申請に間に合わせるために、速やかに契約を締結する必要がありますことから、その取扱いにつきましては、何とぞ御先議くださいますようお願いを申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○熊谷総合政策部長 続きまして、議案第1号から議案第11号までの令和5年度各会計補正予算につきまして、補正予算書に基づいて御説明申し上げます。

初めに、旭川市一般会計補正予算（第6号）と記載されている補正予算書の1ページを御覧ください。議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ6千588万円を追加するものでございます。その内容といたしましては、2ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、10款教育費、2項小学校費の学校感染症対策支援費で4千380万円、3項中学校費の学校感染症対策支援費で2千208万円をそれぞれ追加するものでございます。これらの財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、17款国庫支出金で3千294万円、21款繰入金で3千294万円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、旭川市一般会計補正予算（第7号）と記載されている補正予算書の1ページを御覧ください。議案第2号、令和5年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ17億2千958万4千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、ページ飛びまして18ページから29ページまでの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、18ページの1款議会費では、管理費など2事業で265万7千円、2款総務費では、管理事務費など37事業で3億6千503万6千円、ページ飛んで20ページの3款民生費では、指導監査事務費など54事業で1億6千988万円、23ページの4款衛生費では、赤ちゃん訪問指導費など34事業で2億7千944万3千円、24ページの5款労働費では、旭川まちなかしごとプラザ事業費で25万7千円、25ページの6款農林水産業費では、運営費など9事業で1億624万6千円、7款商工費では、中小企業振興資金融資事業費など9事業で1千358万3千円、26ページの8款土木費では、管理事務費など9事業で379万3千円、27ページの9款消防費では、総合防災センター管理費など2事業で3610万6千円、10款教育費では、管理事務費など35事業で4億9千378万1千円、29ページの13款職員費では、給料及び諸手当など3事業で2億5千880万2千円をそれぞれ追加するものでございます。これらの財源につきましては、ページ戻っていただき、13ページから17ページまでの歳入にお示しいたしておりますように、1

3ページの17款国庫支出金で8千556万8千円、15ページの18款道支出金で1億8千690万1千円、16ページの20款寄附金で3億1千66万7千円、21款繰入金で2千966万8千円、17ページの22款繰越金で9億8千380万2千円、23款諸収入で3千27万8千円、24款市債で1億270万円をそれぞれ追加するものでございます。

再び、ページを戻っていただき、4ページ上段の第2表、繰越明許費補正では、学校施設冷房設備整備費の2件を繰越明許費として追加するものでございます。

その下の第3表、債務負担行為補正では、軽自動車税種別割納税通知書印字及び封入封かん業務委託料など2つの事項について、債務負担行為を追加するものでございます。

その下の第4表、地方債補正では、学校教育施設等整備事業の限度額を変更するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。議案第3号、令和5年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2千309万1千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、ページを飛びまして37ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款総務費では、管理事務費など2事業で2千171万4千円、6款保健事業費では、疾病予防費など3事業で137万7千円をそれぞれ追加するものでございます。これらの財源につきましては、36ページの歳入にお示しいたしておりますように、1款国民健康保険料で193万3千円を減額し、3款道支出金で1千597万5千円、5款繰入金で904万9千円をそれぞれ追加するものでございます。

また、ページを戻っていただき、6ページの第2表、債務負担行為では、国民健康保険料納入通知書等作成及び封入封かん業務委託料について、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、7ページを御覧ください。議案第4号、令和5年度旭川市動物園事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ882万5千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、ページ飛んで42ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款総務費の施設管理費で882万5千円を追加するものでございます。この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、5款繰入金で同額を追加するものでございます。

次に、ページを戻っていただき、8ページを御覧ください。議案第5号、令和5年度旭川市育英事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ36万9千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、ページ飛んで46ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款育英費の育英資金貸付金及び入学支度金貸付金など2事業で36万9千円を追加するものでございます。この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、3款繰入金で同額を追加するものでございます。

次に、ページを戻っていただき、9ページを御覧ください。議案第6号、令和5年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億6千986万3千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、ページ飛んでいただき、49ページから51ページまでの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款総務費では、管理事務費など3事業で765万6千円、50ページの3款地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費など8事業で181万9千円、51ページの6款諸支出金では、償還金など2

事業で1億6千38万8千円をそれぞれ追加するものでございます。これらの財源につきましては、48ページから49ページまでの歳入にお示しいたしておりますように、2款国庫支出金で58万9千円、3款支払基金交付金で25万8千円、4款道支出金で28万4千円、6款繰入金で1億6千873万2千円をそれぞれ追加するものでございます。

次に、またページを戻っていただき、11ページを御覧ください。議案第7号、令和5年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ13万6千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、55ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款母子福祉資金等貸付事業費の母子福祉資金等貸付事業費で13万6千円を追加するものでございます。この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、1款繰入金で同額を追加するものでございます。

次に、またページを戻っていただきまして、12ページを御覧ください。議案第8号、令和5年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ222万3千円を追加するものでございます。その内容といたしましては、ページ飛んで57ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、1款総務費の管理事務費など2事業で222万3千円を追加するものでございます。この財源につきましては、上段の歳入にお示しいたしておりますように、2款繰入金で同額を追加するものでございます。

次に、ページ飛んで、63ページになります。議案第9号、令和5年度旭川市水道事業会計補正予算につきましては、63ページの実施計画にお示しいたしておりますように、水道事業収益で16万5千円、水道事業費用で1千123万1千円、資本的支出で422万1千円をそれぞれ追加するものでございます。

また、61ページの債務負担行為では、上下水道検針ほか業務委託料について、債務負担行為を追加するものでございます。

そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。

次に、71ページを御覧ください。議案第10号、令和5年度旭川市下水道事業会計補正予算につきましては、71ページの実施計画にお示しいたしておりますように、下水道事業収益で118万2千円、下水道事業費用で895万7千円、資本的支出で252万1千円をそれぞれ追加するものでございます。

また、69ページの債務負担行為では、上下水道検針ほか業務委託料について、債務負担行為を追加するものでございます。

そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。最後に、78ページを御覧ください。議案第11号、令和5年度旭川市病院事業会計補正予算につきましては、78ページの実施計画にお示しいたしておりますように、病院事業収益で2千273万3千円、病院事業費用で1億8千261万6千円をそれぞれ追加するものでございます。

また、77ページの債務負担行為では、夜間看護補助業務委託料など2つの事項について、債務負担行為を追加するものでございます。

そのほか、関係条文につきましても併せて整備するものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○中野委員長 ただいま、理事者から各議案等について説明がありました。委員の皆様から特に発

言はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、ただいまの説明において、理事者から要望のありました先議の取扱いについては、後ほど、審議方法のところで協議することとさせていただきます。

次に、(2)追加提出予定のものについて、理事者から説明をお願いいたします。

○和田総務部長 追加を予定しております議案につきましては、旭川市功労者表彰条例に基づく被表彰者の推薦の1件でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○中野委員長 ただいま、理事者から説明がございました。委員の皆様から特に発言はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○中野委員長 それでは、従来どおり各派会長会議で協議すること及び本会議直接審議とし、会期末の本会議で扱うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

それでは、協議事項の(3)議会提出議案についてであります。アの請願・陳情議案の委員会付託について及びイの請願・陳情議案の審査結果報告について、それぞれ事務局から説明をお願いいたします。

○林上議会事務局次長 アの請願・陳情議案の委員会付託についてであります。11月21日現在、陳情を1件受理しております。陳情第2号の旭川市議会議場に国旗及び市旗の掲揚を求めることについてにつきましては、議会運営委員会に付託になるかと思っております。御了承いただければ、12月1日の本会議でその手続を取ることとなります。

次に、イの請願・陳情議案の審査結果報告につきましては、現在のところ、結論の出たものはございませんが、今後、結論が出た場合は、従来どおり会期末の本会議で報告を受けることとなります。

以上でございます。

○中野委員長 ただいま、ア及びイにつきまして、事務局から説明がありました。説明のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱わせていただきたいと思います。

次に、ウの旭川市選挙管理委員及び旭川市選挙管理委員補充員の選挙についてであります。旭川市選挙管理委員会委員長から、令和5年12月28日をもって選挙管理委員及び同補充員の任期が満了するので、選挙を行いたいとの通知が議長宛てにございました。従来どおり、各派会長会議で協議すること及び会期末の本会議で扱うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

次に、エの意見書・決議案についてでございます。まず、各会派に、提案の有無についてお伺いをしていきたいと思っております。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 意見書を1件お願いします。

○塩尻委員（民主連合） 意見書2本用意がございます。

○高花委員（公明党） 意見書3本用意しております。

○まじま委員（共産） 決議案1本と、意見書案2本の用意があります。決議案については、先議でお願いしたいと思います。その理由について少し、簡単に説明させていただきます。今の、イスラエル・ガザ地域での紛争の即時停戦を求めているという趣旨になっております。今回の紛争で、多くの市民や子どもが犠牲になっているということで、現在、4日間の戦闘中断が行われているところではあります。その後については不透明な状況であるということから、人命を守るという緊急性があるという点で、先議をお願いしたいと思います。

○上野委員（無党派G） ありません。

○中野委員長 それでは、事務局から文案を配付させていただきたいと思います。

（意見書案配付）

○中野委員長 それでは、文案が手元に行き渡ったというふうに思います。各会派から、決議案も含めて合計で9本の提案ということでございました。

共産から要望がありました決議案の先議についてであります。そのとおり扱うことでよいか、各会派及び無所属にお伺いをさせていただきたいと思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 先議で結構です。

○塩尻委員（民主連合） 先議で構わないと思います。

○高花委員（公明党） 先議でよろしいと思います。

○上野委員（無党派G） 先議でよろしいと思います。

○横山委員外議員（無所属） 先議でよろしいです。

○中野委員長 それでは、全会一致となりましたので、12月1日の開会日に扱うこととし、後日の議会運営委員会で質疑、討論の有無及び賛否を確認することとさせていただきます。提出会派は、それまでに調整をお願いいたします。

なお、他の意見書案につきましては、従来どおり最終日に扱うこととし、調整は代表者会議で行うこととさせていただきます。

次に、（4）議案の審議方法についてであります。先ほどの理事者説明の中で先議の要望があった議案第1号につきまして、先議とすることでよいか、各会派及び無所属にお伺いさせていただきます。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 先議で結構です。

○塩尻委員（民主連合） 先議でよろしいかと思えます。

○高花委員（公明党） 先議でよろしいです。

○石川厚子委員（共産） 先議でよろしいです。

○上野委員（無党派G） 先議でよろしいです。

○横山委員外議員（無所属） 先議でよろしいです。

○中野委員長 それでは、全会一致となりましたので、同じく、12月1日の開会日に扱うこととし、後日の議会運営委員会で質疑、討論の有無及び賛否を確認することとさせていただきたいと思えます。

次に、アの令和5年度各会計補正予算と関連議案及び単独議案についてでございます。議案第2号ないし議案第28号の以上27件について、本会議直接審議または特別委員会付託のどちらにするか、各会派及び無所属にお伺いをさせていただきたいと思っております。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 本会議直接審議を求めます。

○塩尻委員（民主連合） 本会議直接審議でよろしいかと思っております。

○高花委員（公明党） 本会議直接審議でよろしいと思っております。

○石川厚子委員（共産） この後、物価高騰対策の補正予算も出てくるというふう聞いておりますので、特別委員会設置が望ましいとは思いますが、皆さんに合わせます。

○上野委員（無党派G） 本会議直接審議でよろしいかと思っております。

○横山委員外議員（無所属） 本会議直接審議でよろしいと思っております。

○中野委員長 それでは、共産のほうから、他の会派に合わせるということでもございましたので、全会一致で本会議直接審議というふうになろうかと思っております。それでは、本会議直接審議とさせていただき、議案につきましては、議案第2号ないし議案第28号の以上27件とさせていただきます。なお、報告第1号についても、本会議直接審議とさせていただきますので御了承願いたいと思っております。

次に、（5）一般質問についてであります。まず、時期につきましては、日程のところで確認をさせていただきます。通告につきましても、同じく日程のところで確認をさせていただきたいと思っております。次に、時間についてありますが、質問のみ25分。ただし、一問一答の方式の場合は質問時間を確保した上で答弁を含めておおむね60分を目安とさせていただきます。回数についてありますが、一問一答の方式の場合は回数制限を設けず、一括方式の場合は3回以内とさせていただきます。人数について、各会派及び無所属に確認をさせていただきたいと思っております。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 6人から7人をお願いいたします。

○塩尻委員（民主連合） 3人から4人をお願いします。

○高花委員（公明党） 1人から2人をお願いします。

○石川厚子委員（共産） 2人から3人をお願いします。

○上野委員（無党派G） 1人から2人をお願いします。

○横山委員外議員（無所属） ゼロから1人をお願いします。

○中野委員長 各会派及び無所属に確認をさせていただきました。13人から19人というふうになろうかと思っております。順序については、正副議長、議会運営委員会正副委員長立会いの上、抽せんで行うこととさせていただきます。場所につきましては、質疑質問席というふうになります。

次に、（6）大綱質疑はございませんので、（7）会期と日程についてであります。正副委員長案を示すことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○中野委員長 それでは、日程案を事務局から配付させていただきます。

（日程案配付）

○中野委員長 まず、12月1日に開会、今回は補正予算の特別委員会は設置されないということになりましたので、通算13日間というふうになろうかと思っております。12月1日の本会議で提案説明を受けます。そして、一般質問の通告締切日でもございます。その後、2日から6日まで休会を

し、7日、8日で一般質問2日間、そして土日を挟んで、11日月曜日が一般質問の3日目、12日が休会日となりまして、12月13日の本会議で議案を審議し、閉会予定というふうになっております。

このような日程案でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 それでは、そのように扱うこととさせていただきます。

協議事項の2その他でございます。

(1) 令和5年度議会費補正予算についてでございます。今定例会に提出されている議会費に係る補正予算について、事務局から説明をさせたいと思います。

○宮川議会事務局次長 令和5年度第4回定例会に議会費予算の増額補正が提出されており、このことに係る説明資料を作成いたしましたので、本日配付しております。

このたびの補正予算では、議会費総額で265万7千円の増額となっております。その内訳といたしましては、今回提出されている旭川市特別職の職員の給与に関する条例の改正に伴い、これを例として支給割合が定められている市議会議員の期末手当についても、特別職と同様に0.1月分増となることで212万円の増、改正に係る議員報酬の不足分15万7千円の増及び会計年度任用職員の給与等改定による38万円の増となっております。

以上でございます。

○中野委員長 ただいまの事務局の説明のとおりとなっているので、御承知おきをお願いしたいというふうに思います。

次に、(2) 市民と議会の意見交換会実施へ向けた視察のための議員派遣についてであります。令和5年度市民と議会の意見交換会におきまして、総務班では、新庁舎の市民の利用についてをテーマに開催準備を進めており、開催に当たって、本市における状況を把握するとともに、近隣他都市の新庁舎における事例を研究する必要があることから、議員を派遣することとなりました。議員派遣につきましては、議会運営委員会で協議し、本会議で議決すべき事項であります。閉会中であり、当該事案のみの議決を得ることは困難であったことから、旭川市議会会議規則第119条第1項ただし書の規定に基づき、議長において、総務班の上野、植木、皆川、たけいし、まじま、塩尻、えびな、松田各議員を10月30日に士別市へ派遣する旨決定し、同日程で訪問した旨、議長から報告を受けているところでございます。

つきましては、第4回定例会初日の諸般の報告の中で報告することとするので、御承知おき願いたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○中野委員長 次に、(3) 議員の派遣についての一部変更についてであります。市民と議会の意見交換会を実施するため、令和5年10月10日付けで議決された議員の派遣に関わり、笠井、中村みなこ両議員から、都合により意見交換会に参加できなくなった旨の届出が議長にあったことから、議長において派遣内容を変更したとの報告を受けているところでございます。

つきましては、第4回定例会初日の諸般の報告の中で報告することとさせていただきますので、これにつきましても御承知おき願いたいというふうに思います。

次に、(4) 新議場の開場式についてであります。このことにつきまして、議長から説明をお願

いたします。

○福居議長 本年10月5日の議会運営委員会において、旧議場における閉場式についてお知らせしたところですが、同じく新議場においても開場式を執り行うことを各派会長会議で決定しております。

開場式は12月1日の第4回定例会の開会前に執り行います。内容については、御手元に配付した資料のとおりであります。

新たな言論の場となる新議場において、全ての議員が市民の負託に応えていく決意を新たにするため、開場式への出席をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○中野委員長 ただいまの議長からの説明のとおり開催されますので、当日、午前9時30分までに議場にお越しいただくよう、会派所属議員に周知をお願いをしたいと思います。

なお、開場式につきましてもインターネット中継されますので、御承知おき願いたいというふうに思います。また、開場式終了後、午前10時から本会議を開会するので、定刻までに御参集願いたいというふうに思います。

次に、(5)新庁舎移転等に係る議会運営上の主な確認事項についてでございます。新庁舎移転等に係り、議会運営上の申合せ等が変更となることから、主なものについて資料を配付しているところでございます。

新庁舎移転等に係る議会運営上の主な確認事項ということで、1から7まで項目がございます。1については、庁内放送は開会時刻の5分前に行うというふうになっておりますので、会派所属議員にも周知をお願いしたいと思います。2は、議場への出入口についてです。また、討論についてを3に記載しております。討論は登壇して行い、その順序は、大会派順とすることになっております。4は、電子表決システムの導入についてということでございます。本会議における表決方法は、簡易採決の場合を除き、原則として電子表決システムにより採決をすることとなっております。なお、委員会に付託した議案や請願・陳情議案における本会議での採決について、委員長報告が否決または不採択で本会議における賛否が分かれることが見込まれる場合は、原案を諮るということになっておりますので、改めて御確認いただきたいというふうに思います。5については、いよいよ、本日の議会運営委員会からもタブレットが使用されていますが、今般、貸与を受けたタブレット端末を、本会議や委員会等に持ち込んで使用する場合は、当該会議の目的以外に使用してはならないというふうになっております。この内容につきましては、旭川市議会タブレット端末使用要綱にそれぞれ記載がございます。大事な内容が記載されておりますので、この委員会散会后、議員控室の自席に、タブレット端末使用要綱を改めて配付させていただきますので、必ず、一読を願いたいというふうに思います。6は、ペーパーレス会議システムの試行運用についてということでございます。そして、7は、傍聴についてということで、先般改正した旭川市議会傍聴規則の内容を記載しています。傍聴規則第7条に、「傍聴人は傍聴席において写真動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。」旨を規定したところでございます。なお、第7条の規定に関して、旭川市議会傍聴規則運用要領を策定したところでもございますので、この点、御確認をいただきたいというふうに思います。

ただいまの説明のとおりとなっておりますので、会派所属議員に改めて周知をお願いしたいという

ふうに思います。

それでは次に、(6)新庁舎9階展望フロア「議場展望」についてでございます。御承知のとおり、9階の展望フロアから議場を見渡すことができるようになっております。この展望窓にはシャッターが備え付けられており、議会側でシャッターを操作することができるというふうになっておりますが、本会議及び特別委員会開会中のシャッターの扱いについて、ここで御相談させていただきたいというふうに思います。

まず、正副委員長としましては、原則、本会議等の開会中もシャッターは閉めず、開けておくこととしたいというふうに考えているところでございます。

各会派及び無所属に、その取扱いについて意見を伺っていききたいというふうに思います。

○高橋ひでとし委員（自民会議） 本日は、結論を保留させていただきまして、会派内で審議の上で結論を出したいと思います。

○塩尻委員（民主連合） まだ会派のほうで話し合いはしていないんですが、正副委員長案でよろしいのではないかとはい思います。ただ、過去の議論の中で新庁舎の議場のほうでは、シャッターを閉めるということで議論されていたはずですので、その旨も含めて今後、議論が必要なのかなというふうには思います。

○高花委員（公明党） 会派で一度検討させていただきたいと思います。

○石川厚子委員（共産） 正副委員長案で構わないとは思いますが、会派で一度検討させていただきます。

○上野委員（無党派G） 会派に持ち帰らせてください。

○横山委員外議員（無所属） 正副委員長案でよろしいかと思えます。

○中野委員長 それでは、今回、保留とする会派がございましたので、後日の議会運営委員会で意見をお伺いしたいというふうに思いますので、各会派に持ち帰り検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは、本日の協議事項は全て終了させていただきました。

次回の議会運営委員会の招集につきましては、今回、先議があるというふうになりましたので、11月30日木曜日、午前10時、口頭招集とさせていただきたいと思います。

以上をもちまして、議会運営委員会を散会させていただきます。

散会 午前10時52分